

工事一時中止に係るガイドライン

平成 27 年 4 月

令和 3 年 1 月改訂

都市建設局技術監理課

目 次

- 1 ガイドラインの目的
- 2 工事の一時中止に係る基本フロー
- 3 発注者の中止指示義務
- 4 工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合
- 5 中止の指示・通知
- 6 基本計画書の作成
- 7 工期短縮計画書の作成
- 8 契約金額又は工期の変更、増加費用の負担
- 9 増加費用の考え方
 - 9-1 契約後準備工事着手前に中止した場合
 - 9-2 準備工期間中に一時中止した場合
 - 9-3 本工事施工中に一時中止した場合
 - 9-4 工期短縮を行った場合
- 10 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

参考資料

相模原市工事請負契約書について（抜粋）

【様式-1】請負工事の一時中止について（通知）

[別紙-1] 一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本事項

【様式-2】工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について

[別紙-2] 基本計画書（作成例）

【様式-3】一時中止中の請負工事再開について

【様式-4】工事一時中止期間の解除に伴う工期短縮計画書について

[別紙-3] 工期短縮計画書（作成例）

【様式-4】契約金額・工期の変更申請について

【様式-5】契約変更協議について

【様式-6】契約変更承諾書

1 ガイドラインの目的

工事の発注に際しては、地元協議、工事用地の確保、占有事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、工事発注を基本としているが、それでもなお、一部の工事では各種協議の追加や、地中障害物等の障害等により、工事の継続が困難な状況が起きています。

本ガイドラインは、受注者の責めに帰すことができない事由により施工ができなくなった工事について、相模原市工事請負契約書第 20 条に基づく工事の全部又は一部を一時中止の指示を行うために、必要な手順をまとめ、発注者と受注者が、工事の一時中止について、適正な対応を行うことを目的としたものです。

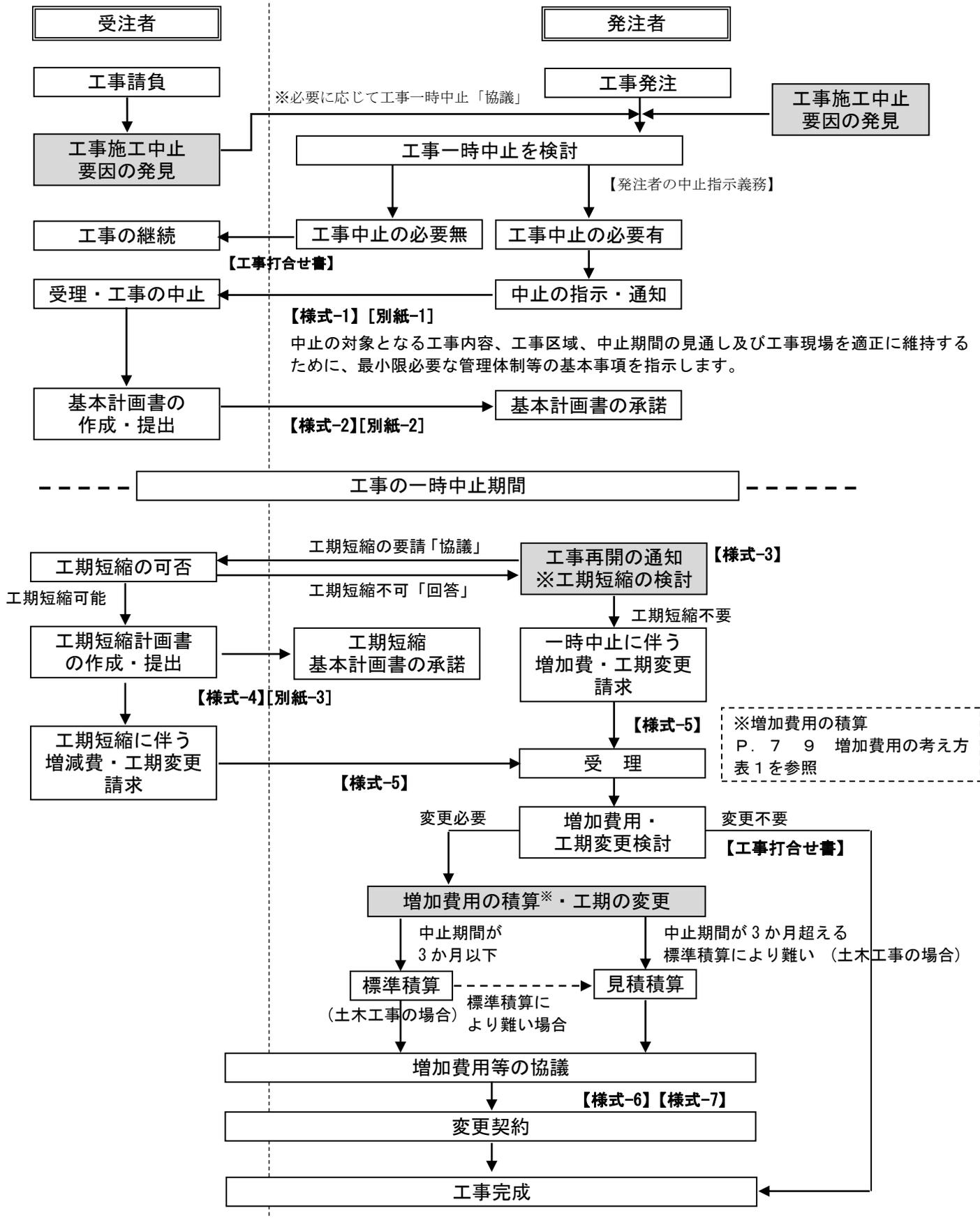
(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない、掘削工事における予期せぬ埋設物が発見された時等のため又は暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



3 発注者の中止指示義務

受注者の責めに帰すことができない事由により、工事の施工ができないと認められる場合、受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となります。

このような場合、発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる増加費用又は工期の変更は行われず、負担は受注者が負うこととなります。

発注者は、工事の全部又は一部の施工の一時中止を中止するにあたっては、中止対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を書面にて、指示を行わなければなりません。また、発注者は工事の一時中止に伴う増加費用又は工期を適正に確保する必要があります。

4 工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合

受注者の責めに帰すことができない事由により、工事を施工できないと認められる場合

(1) 工事用地等の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できない場合

(具体例)

- ・設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責めによらず施工できない場合
- ・管理者間協議の結果、施工できない期間が生じた場合
- ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが不可能と認められた場合
- ・設計変更等により法令手続きが必要になり、工事の施工を中止する必要がある場合
- ・同一現場内の別途契約工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済の工事の施工ができない場合

(2) 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事目的物等に損害を生じ若しくは、工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められる場合

(具体例)

- ・受注者の責めによらない何らかの事象（地元調整等）が生じた場合
- ・地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合
- ・埋蔵文化財の調査又は発掘又は調査を行う場合
- ・妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為等があった場合

5 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に、通知します。

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制の基本事項を指示することとします。

(1) 発注者の中止権

前項以外にも、発注者が「必要と認める」ときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができます。

「必要であると認められるとき」か否かは、中止すべき工事の範囲、中止期間については、発注者の判断で行います。なお、工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られます。

(2) 工事の中止期間

受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では、中止期間が確定的でないことが多い。このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要があります。

発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに、工事の再開を指示しなければならない。このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから、一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなります。

(3) 工事の一時中止期間における主任技術者及び監理技術者の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間とします。
- ・ 受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められます。

※大幅な工期延期とは、工事請負契約書第 50 条の 2 第 1 項第 2 号（受注者の催告によらない解除権）に準拠して「延期工期が 当初工期の 10 分の 5 を超える場合」を目安とします。

6 基本計画書の作成

工事の一時中止期間中における工事現場の管理は、受注者が行うこととなっており、発注者は、工事を一時中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する基本計画書の作成を指示します。

※実際に着手する前の事前調査や施工計画書作成中であっても、現場の維持・管理等は必要であることから、基本計画書の提出を受け、承諾を行うことになります。

※受注者は、基本計画書において、管理責任に係る旨を明らかにします。

(1) 基本計画書の記載内容

- ① 一時中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械等の確認に関すること
- ② 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ③ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

- ④ 工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- ⑤ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

概算金額は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7 工期短縮計画書の作成

発注者は工事の一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議する必要がある、受注者は発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行います。

(1) 工期短縮計画書の記載内容

- ① 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画などに関すること
- ② 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ③ 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用

※数量や増加費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではありません。

(2) 工期の変更

受注者は、発注者との協議により承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し、工程の遵守に努める。また、工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行います。

8 契約金額又は工期の変更、増加費用の負担

発注者は、中止がごく短期間である場合、中止が部分的で、全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、工事を中止した場合において、「客観的に必要があると認められる」ときは、契約金額及び工期の変更を行います。

(1) 契約金額の変更

一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により、対応します。

(2) 増加費用の負担

① 増加費用の負担

暴風雨等の場合により、契約の基礎条件の変更により生じたもの

② 損害の負担

発注者に過失がある場合に生じたもの
 ※増加費用と損害は、区別しないものとします。

(3) 工期の変更

- ① 工期の変更期間は、原則として、工事を中止した期間とします。
- ② 地震、災害等の場合は、片付け期間や復旧期間を含めて、工期延期することも可能です。

9 増加費用の考え方

増加費用は、原則として、工事目的物又は仮設に係る工事の着手後を対象に算定します。
 増加費用算出の適用範囲は表1のとおりとします。

表1 増加費用算出の適用範囲

対象工事 一時中止の 発生時期	建築工事	土木工事 (中止期間3ヶ月以下)
	土木工事 (中止期間3ヶ月を超える)	
準備工着手前 契約締結後で現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態 で測量等の準備工に着手するまでの期間 (9-1 参照)	増加費用は計上しない	
準備工期間中 現場事務所・工事看板を設置し、測量等を行うなど、本工事前の準備期間 (9-2 参照)	積上げ積算 ※見積書等により受注者と発注者の協議	
本工事施工中 (9-3 参照)	積上げ積算 ※見積書等により受注者と発注者の協議	標準積算（率積算） + α

※ α ：率計上に含まれない項目で必要に応じて見積等により積上げ計上する。

※土木工事における増加費用については、「土木工事標準積算基準書 [I] 第I編第10章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算」により計上する。

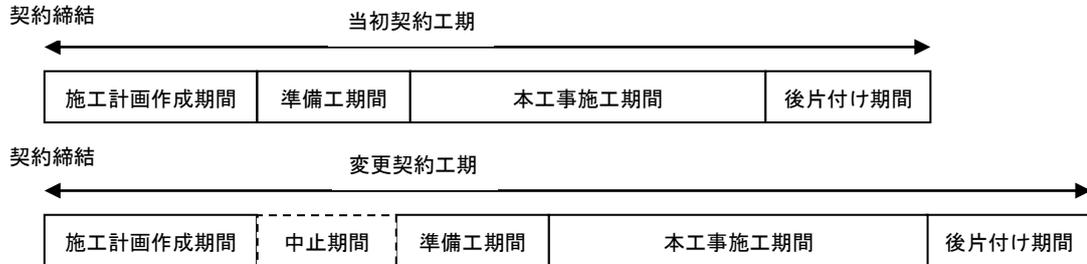
※建築工事における増加費用については、「相模原市建築工事積算基準 相模原市公共建築工事積算基準等資料」により計上する。

※増加費用の見積書例については、「工事一時中止に係るガイドライン（案）平成28年5月 国土交通省関東地方整備局」版を参照

9-1 契約後準備工着手前に中止した場合

契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等が未設置、材料等が未手配の状態、測量等の準備工に着手するまでの期間です。

上記の期間中に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合、発注者は工事の一時中止を受注者に通知する。



(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、必要に応じて「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得ます。

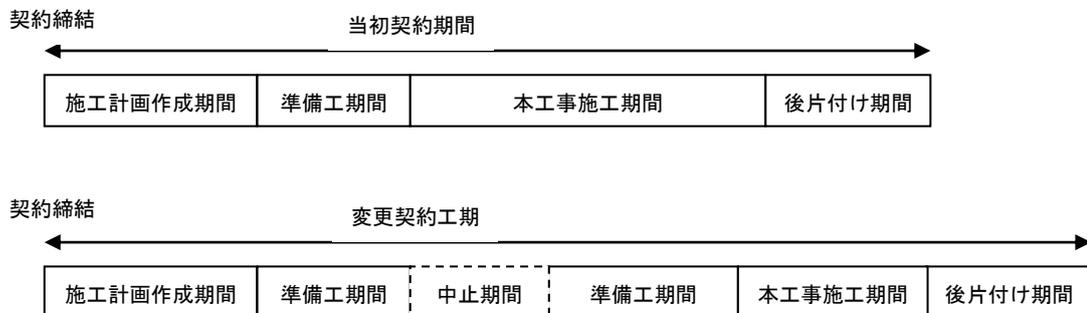
(2) 増加費用

一時中止に伴う増加費用は、原則として計上しません。

9-2 準備工期間中に一時中止した場合

準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等を行うなど、本工事施工前の準備期間です。

上記の期間中に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合、発注者は工事の一時中止を受注者に通知する。



(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」及び必要に応じて概算費用を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得ます。

※概算費用は、請求する場合のみとし、契約を拘束するものではない

(2) 増加費用の範囲

発注者が工事の一時中止を指示し、それに伴う増加費用等について、受注者から請求があった場合に適用します。

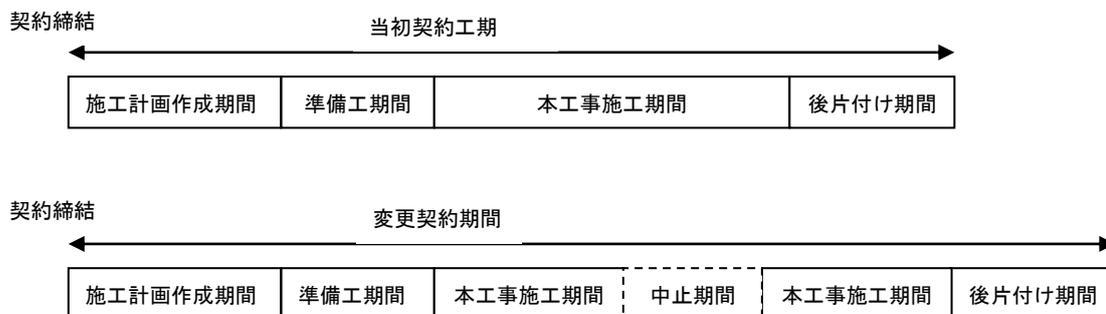
増加費用は、安全費（工事看板等の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当、ただし他工事に従事した期間は除く）等が、想定されます。

(3) 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用の見積に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により決定します。

※増加費用は受注者からの見積により協議する

9-3 本工事施工中に一時中止した場合



(1) 増加費用の範囲

増加費用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用します。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とします。

- ① 工事現場の維持に要する費用
 - (I) 一時中止期間中において工事現場を維持し又は、工事の続行に備えて機械器具、労働者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
 - (II) 一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用
- ② 工事体制の縮小に要する費用
 - (I) 一時中止時点における工事体制から一時中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労働者、技術職員の配置転換の要する費用等
- ③ 工事の再開準備に要する費用
 - (I) 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労働者、技術職員の転入に要する費用
- ④ 中止により工期延期となる場合の費用
 - (I) 工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用
- ⑤ 工期短縮を行った場合の費用
 - (I) 工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用

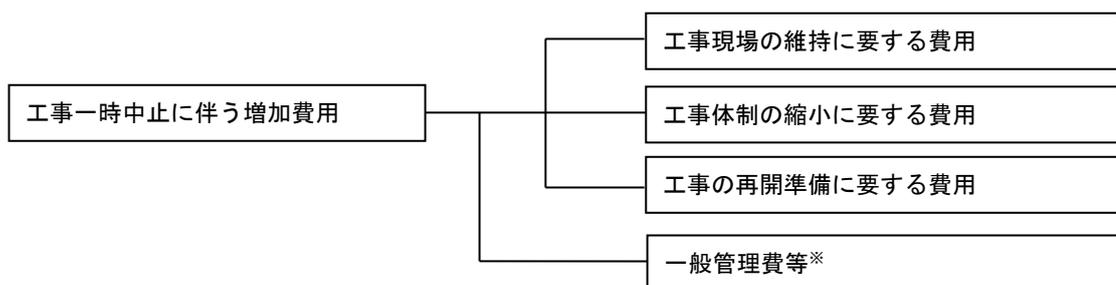
※工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まない。

(2) 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の見積りに基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者で協議を行います。

増加費用の各構成費目は、原則として、一時中止期間中に要した費目の内容について積算します。

増加費用の構成



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

(3) 増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に受注者から増加費用に係る見積を求め、発注者と受注者で協議を行い算定します。

ただし、中止期間3か月以内は標準積算により算定し、中止期間が3か月を超える場合、標準積算により難しい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求める。(土木工事の場合)

増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(関係機関との協議状況など工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行ってください。

9-4 工期短縮を行った場合(当初設計から施工条件の変更がない場合)

(1) 増加費用の考え方

発注者が工事の一時中止を指示した後、一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合、工期短縮に伴う増加費用等について協議を行います。

① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの

例) 工種を追加したが、工期延期せずに当初契約工期のままとするため、施工パーティー数や建設機械の台数を増加した場合に要する費用

② 工期短縮の要因が自然条件(災害等含む)に起因するもの

例) 悪天候により当初予定の作業日数が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができず施工パーティー数や建設機械の台数を増加した場合に要する費用

※工期短縮の要因が受注者に起因するものは増加費用を見込みません。

10 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、一時中止した工事の設計書の中に「一時中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別に計上します。ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなします。

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

増加分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない変更契約するものとします。

増加費用は、受注者から請求があった場合に負担し、増加費用の積算及び設計変更は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行います。

相模原市工事請負契約書について（抜粋）

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第50条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

【様式-1】

(工事請負契約書等様式集(発注者→受注者))

FNo. • •
令和 年 月 日

殿

所 在 相模原市中央区中央 2 - 1 1 - 1 5

発注者 名 称 相模原市

代 表 相模原市長 本村 賢太郎 ㊟

工事の全部又は一部の施工の一時中止について

次のとおり工事の全部又は一部の施工を一時中止したいので通知します。

1	契 約 番 号	
2	工 事 名	
3	工 事 場 所	
4	契 約 年 月 日	
5	工 事 施 工 の 中 止 内 容	

[別紙-1]

一時中止期間中における工事現場の
維持、管理等の基本事項

1（維持、管理等について、詳細に記述する。）

【様式-2】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

相模原市長 あて

所 在
受注者 名 称
代 表

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する
基本計画書について

工事名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで工事一時中止の通知がありました標記工事について、
別紙-2のとおり基本計画書を提出します。

基本計画書（作成例）

- 1 工事概要
 - (1) 工事名称
 - (2) 契約工期
 - (3) 契約金額
- 2 工事一時中止の概要
 - (1) 中止予定期間
 - (2) 中止理由
 - (3) 工事中止場所
- 3 中止時点における内容
 - (1) 中止する工種の出来形
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労働者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 4 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること^{※1}
- 5 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること
 - (1) 現場点検の実施方法及び内容
- 6 中止した工事現場の管理責任に関すること
- 7 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠^{※2}
- 8 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※1 工事を全面的に一時中止している期間は主任技術者及び監理技術者の専任を要しない期間である。

※2 増加費用は、指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。概算金額は参考額であり、契約時点の費用を拘束するものではない。
一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

【様式-3】

F No. . . .

令和〇〇年〇〇月〇〇日

殿

所 在 相模原市中央区中央 2-11-15
発注者 名 称 相模原市
代 表 相模原市長 本村 賢太郎 ⑩

一時中止中の請負工事再開について

工事名

中止期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けの通知の標記工事は、令和〇〇年〇〇月〇〇日より再開されるよう通知します。

【様式-4】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

相模原市長 あて

所 在
受注者 名 称
代 表

工事一時中止期間の解除に伴う工期短縮計画書について

工事名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで工事再開の通知がありました標記工事について、
別紙-4のとおり工期短縮計画書を提出します。

[別紙-3]

工期短縮計画書（作成例）

- 1 工事概要
 - 2 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関する事
 - 3 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関する事
 - 4 工期短縮に伴い、新たに発生する費用に関する事
- ※必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載すること
- 数量や増加費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

【様式-5】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

相模原市長 へ

所 在
受注者 名 称
代 表

契約金額・工期の変更について（請求）

工事の一時中止に伴う契約金額・工期の変更について次のとおり請求致します。

1	契約番号	
2	工 事 名	
3	工事場所	
4	契約年月日	
5	変更前工期	
6	延長工期	〇〇日間
7	変更前契約金額	
8	増加費用	
9	備 考	

【様式-6】

(工事請負契約書等様式集(発注者→受注者))

FNo. • •
令和 年 月 日

殿

所 在 相模原市中央区中央 2 - 1 1 - 1 5

発注者 名 称 相模原市

代 表 相模原市長 本村 賢太郎 ㊟

契約変更協議について

次のとおり(工期・金額)変更協議を開始いたしたく通知します。

1	契 約 番 号	
2	工 事 名	
3	工 事 場 所	
4	契 約 年 月 日	
5	変 更 前 工 期	
6	変 更 予 定 工 期	
7	変 更 前 金 額	
8	変 更 予 定 金 額	
9	協 議 開 始 日	
10	変 更 理 由	

【様式-7】

(工事請負契約書等様式集(受注者→発注者))

令和 年 月 日

相 模 原 市 長 あて

所 在
受注者 名 称
代 表

契約変更承諾書

このことについて、令和 年 月 日付け契約変更協議通知に基づく(契約額・工期)の変更について、次のとおり承諾します。

1	契 約 番 号	
2	工 事 名	
3	工 事 場 所	
4	契 約 年 月 日	
5	変 更 前 契 約 額	
6	変 更 契 約 額	
7	変 更 前 工 期	
8	変 更 工 期	
9	備 考	